

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願

令和 7年 4月 1日

亀岡市農業委員会長 様

申出を 住所 亀岡市安町野々神8番地  
する者  
氏名 亀岡 太郎 ㊞

生産緑地法第10条の規定に基づき買取り申出する下記生産緑地につき、買取り申出事由の死亡又は農業に従事することを不可能とさせる故障の生じた下記の者が生産緑地法第10条の規定に基づく「農業の主たる従事者」又は生産緑地法施行規則第3条の規定に基づく「一定割合以上従事している者」に該当することを証明願います。

記

1 買取り申出生産緑地

土地の所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )
亀岡市〇〇町〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇〇

2 買取り申出事由の ( 死亡 ・ 故障 ) の生じた者

氏名	住所	申出をする者との続柄
亀岡 太郎	同上	本人

3 買取り申出事由が生じた日 令和 〇年 〇〇月 〇〇日

生産緑地に係る農業の主たる従事者

様

【故障の場合】  
医師の診断書の日付  
【死亡の場合】  
除票に記載されている死亡日

上記の者が、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出をするに当たり、  
・生産緑地法第10条の規定に基づく「農業の主たる従事者」  
・生産緑地法施行規則第3条の規定に基づく「一定割合以上従事している者」  
であることを証明する。

農委証第 号

令和 年 月 日

亀岡市農業委員会長 神崎 弥